(平成２２年５月１５日通常総会制定)

(平成２７年６月７日代議員総会一部改正)

**公益社団法人日本鍼灸師会定款第７条第１項第１号**

**本文に規定する都道府県鍼灸師会に関する承認基準**

　1．公益社団法人日本鍼灸師会定款(案)第７条（会員の種類）第１項第１号本文

公益社団法人日本鍼灸師会定款(案)第７条（会員の種類）第１項第１号本文(以下｢本号｣という。)は、正会員について「(１) 正会員　はり師又はきゆう師（以下「鍼灸師」という。）であって、理事会で承認した各都道府県鍼灸師会（以下「都道府県鍼灸師会」という。）の会員であり、かつ、本会の目的に賛同して入会した者。」と定めている。このうち、｢理事会で承認した各都道府県鍼灸師会の会員｣であるという要件(以下｢地方要件｣という。)に関して、理事会が承認するときの基本的考え方と承認基準は、次のとおりである。

　2．基本的な考え方

　　　 本会と各都道府県鍼灸師会は、①それぞれが別個独立の団体であること(個別独立性)

　　 を前提に、②基本理念が一致した団体として、同一目的のもとに全国的に相互に連携･補完し合いながら事業を行う関係(協力共同関係)にある。

　　　 本会が全国的事業を円滑に実施するためには、各都道府県鍼灸師会と協力･補完関係が持続的かつ日常的に維持されることが重要である。そのためには、第１に本会と各都道府県鍼灸師会が基本的に同一の目的を有すること、第２に会員が本会の会員であることが望ましい。それにより組織的一体性(第１)のみならず、会員同士の一体性(第２)が確保される。より強固な協力共同関係が生まれるからである。

　　　このような基本的な考えから、会員資格として地方会要件を設けた。

　3．承認基準

　　　 上記の基本的な考え方に鑑みるならば、本会が承認の対象とすべき各都道府県鍼灸師会は、第１に、鍼灸学術の振興など本会と基本的に同一の目的を有している団体であること、第２に、本会は鍼灸師のみから構成される団体であることから、承認対象となる各都道府県鍼灸師会も鍼灸師を構成員とする団体であること、第３に、少なくとも権利能力なき社団としての要件（団体としての組織を備えていること、多数決の原則が行われていること、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続していること、代表の方法・総会の運営・財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること）を備えるなど、団体としての実態を有していることが必要である。

したがって、本会が承認するときの基準は、次の３つの基準となる。

　　　①　本会と基本的に、同一の目的を有すること

　　　②　鍼灸師を構成員とする団体であること

　　　③　非営利を目的とする団体としての実態(少なくとも権利なき社団としての要件を満たす)を有すること